

令和 7 年 5 月 2 2 日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和 6 年（ワ）第 1 9 2 6 0 号 売買代金等請求事件

口頭弁論終結日 令和 7 年 3 月 1 3 日

	判	決
5	原 告	株 式 会 社 L & K
	同訴訟代理人弁護士	片 岡 朋 行
	同	渡 邊 佳 奈
	被 告	株 式 会 社 山 内 船 舶
	同訴訟代理人弁護士	福 岡 恵 太
10	主	文
	1 被告は、原告に対し、3 3 3 万 2 7 9 1 円並びにうち 3 1 3 万 1 8 4 5 円に対する令和 6 年 4 月 1 1 日から及びうち 2 0 万 0 9 4 6 円に対する同年 1 0 月 1 0 日から各支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。	
15	2 被告は、X のアカウント（アカウント名「cos:muraイオンモール岡山 1 F」、ユーザー名「@cosmura_okayama」）及びT i k T o k のアカウント（名前「コスムラ岡山店」、ユーザー名「@cosmuraokayama」）（各アカウントの表示上の、アカウント名、ユーザー名、プロフィール部分を含む。）並びに上記各アカウント上の各投稿から、「cos:mura」、	
20	「cosmura」及び「コスムラ」の標章を削除せよ。	
	3 訴訟費用は被告の負担とする。	
	4 この判決は、仮に執行することができる。	

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

25 主文同旨

第 2 事案の概要

1 原告は、別紙商標権目録記載の各商標権（以下、併せて「原告商標権」とい
い、原告商標権に係る登録商標を「原告商標」という。）を保有し、被告は、
インターネット上のX及びT i k T o kのアカウントにおいて原告商標を使用
している。

5 本件は、原告が、被告に対し、上記各商標権に基づき、被告が運営する上記
各アカウントから原告商標を削除するよう求めるとともに、被告に納入した商
品の代金が一部未払であると主張して、被告に対し、売買契約に基づき、未払
代金合計333万2791円並びにうち313万1845円に対する請求後で
ある令和6年4月11日から及びうち20万0946円に対する訴状送達の日
10 の翌日である同年10月10日から各支払済みまで民法所定の年3分の割合に
よる遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（証拠等の記載のないものは当事者間に争いがない。なお、証拠を
摘示する場合には、特に記載のない限り、枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

15 ア 原告は、化粧品品の製造、販売等を業とする株式会社である。

イ 被告は、海運業等を業とする株式会社である。

(2) 原告の商標権

原告は、原告商標権を有している。

(3) 被告による原告商標の使用等

20 ア 被告は、令和3年5月頃から令和6年8月頃まで、cosmuraイオンモー
ル岡山店（以下「本件店舗」という。）を運営、営業し、本件店舗におい
て、原告の許可を得て、原告商標を使用し、原告から仕入れた化粧品等の
商品を販売していた。（甲3、乙1、弁論の全趣旨）

イ 原告は、令和6年4月5日、被告に対し、上記原告商標の使用等の許可
25 を取りやめる旨通知したが、被告はその後、「cos:mura イオンモール
岡山 1F」名義でXのアカウントを運営し、また、「コスムラ岡山店」

名義でT i k T o kのアカウントを運営し、上記各アカウント及び当該アカウント上の各投稿において原告商標を使用している。（甲5ないし8、弁論の全趣旨）

(4) 未払代金の請求

5 ア 原告は、被告に対し、本件店舗での販売用商品として、令和3年6月分から令和5年10月分まで、化粧品等の商品を継続的に販売し、納品していた。（弁論の全趣旨）

10 イ 原告は、令和6年4月5日、被告に対し、上記期間中の売買代金合計額5975万2927円のうち、支払済みの金額は5962万1082円にすぎないとして、未払代金313万1845円を、5日以内に支払うよう請求した（なお、当該請求をした通知書〔甲5〕においては、売買代金合計額は上記のとおり記載されているが、本件提訴時点で請求書〔甲9の2〕の誤記が判明したため、本件訴訟では売買代金合計額を5995万3873円として請求している。）。（甲5、6）

15 第3 争点及び争点に関する当事者の主張

被告は、商標権侵害を争っていないため、本件の争点は、未払代金額及び弁済額のみである（第1回弁論準備手続調書参照）。これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

（原告の主張）

20 1 原告は、被告に対し、請求書及び納品書（甲9）記載の全ての商品を納品し、かつ、同請求書及び納品書を送付していたから、同請求書及び納品書記載のとおりの売買代金が発生していることは明らかである。

25 そして、請求書（甲9）の「合計」欄に記載されている金額の合計は6007万0325円であるところ（なお、甲9の2の2枚目は、同1枚目の請求額に生じた誤差の内訳（「No. 1」の欄参照）を示したものであるから、同2枚目記載の「合計」欄の金額は含めていない。）、この金額から、不良品の代金

1 8 3 9 円（甲 9 の 3 0 の 5 枚目）並びに被告が入庫履歴に記録されていない
旨主張した商品の代金 1 万 6 5 4 4 円（甲 9 の 2 3 の 2 枚目）、2 万 2 6 0 5
円（甲 9 の 2 1 の 4 枚目）、9 6 1 4 円（甲 9 の 2 2 の 4 枚目）及び 6 万 5 8
5 0 円（甲 9 の 2 7 の 6 枚目）の合計額である 1 1 万 6 4 5 2 円を控除した 5
5 9 9 5 万 3 8 7 3 円が、売買代金合計額である。

2 上記売買代金合計額 5 9 9 5 万 3 8 7 3 円のうち、被告から原告に対して支
払済みの金額は、合計 5 6 6 2 万 1 0 8 2 円であるから（甲 1 0）、未払代金
合計額は 3 3 3 万 2 7 9 1 円である。

（被告の主張）

10 被告は、原告に対し、これまで請求された代金を全て支払っており、未払代
金は存在しない。仮に未払代金があればそれ以後の商品の納品は行われ
ないはずであるが、原告は、被告に対し、令和 5 年 1 0 月分まで継続的に商品
を納品していたのであるから、被告が、原告に対し、請求された代金を
支払っていたことは明らかである。

15 これに対し、原告は、請求書（甲 9）を根拠に未払代金が存在する旨主張
するが、被告は、原告から、「納品書が後から出てきた」、「請求し忘れていた」
などと言われて支払ったことも度々あったから、当該請求書が正しいかどうか
を確認できない。

20 被告は、原告に対し、1 9 4 1 万 3 0 4 2 円を手渡しで支払ったことがあり
（乙 2）、代金の支払を振込みのみならず、手渡しでも行っていた。また、被
告は、原告の指示で、原告の子会社である株式会社コノス（以下「コノス」と
いう。）に対し、代金を支払うこともあった（乙 3）。したがって、原告の主
張する未払代金額や弁済額は、信用することができない。

第 4 当裁判所の判断

25 1 未払代金額について

証拠（甲 9、1 2）及び弁論の全趣旨によれば、原告の被告に対する請求書

(甲9)に記載された請求額は、合計6007万0325円である。当該合計額から、原告が控除を認める代金合計額11万6452円を控除すると、合計5995万3873円になる(なお、甲9の2の1枚目のNo.7の「金額 20, 298」は、同「単価」欄の記載に照らし、明白な誤記であり、正しくは「金額 202, 976」となる。そのため、同1枚目の「合計」額は、31万4347円となる。また、同2枚目の「合計」欄記載の金額は、原告の前記主張によれば、これを含めるのは相当ではない。))。

そして、証拠(甲9、10、12)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、未払金があったものの、上記請求書記載の金額が正確であることを前提として、原告との間で取引をしていたものと認められ、その他に、上記請求書の信用性を左右する事情を認めることはできない。

これらの事情を踏まえると、売買代金額は、合計5995万3873円であると認めるのが相当である。

これに対し、被告は、原告から、「納品書が後から出てきた」、「請求し忘れていた」などと言われて支払ったことが度々あるから、請求書(甲9)に記載されたとおりの売買代金が発生しているのか明らかではない旨主張する。しかしながら、原告が上記の言動をしたことを裏付ける的確な証拠はない上、そもそも被告の主張自体、具体性を欠くというほかなく、上記請求書の信用性を左右する事情とはいえない。したがって、被告の主張は、採用することができない。

2 弁済額について

(1) 弁済額の認定

証拠(甲10、12)及び弁論の全趣旨によれば、被告は、原告に対し、上記売買代金のうち、5662万1082円を支払ったことが認められるところ、その他に弁済したことを認めるに足る証拠はない。したがって、弁済額は、5662万1082円の限度で認めるのが相当である。

(2) 被告の主張に対する判断

5 ア 被告は、原告が被告に対して継続的に商品を納品していた以上、請求された代金を全て支払っていたことは明らかである旨主張する。しかしながら、被告が全て支払ったことを裏付ける領収書その他の客観的証拠はなく、
かえて、証拠（甲 9、10、12）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、
被告に未払金 400 万円があったとしても直ちに被告との取引を中止することなく、被告による分割払いに合意するなどしており、被告の未払金があったとしても継続的に商品を納品していたことが認められる。そうすると、原告主張に係る事情は、前記判断を左右するものとはいえない。

10 イ 被告は、原告に対し、1941 万 3042 円を手渡しで支払ったことがあり、振込み以外の方法でも支払っていた旨主張する。しかしながら、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、原告は、令和 3 年 6 月 4 日、被告に対し、1941 万 3042 円を請求したが（甲 13）、値引きを行い、改めて 1911 万 3042 円を請求したこと（甲 9 の 1）、被告は原告に対し、
15 同月 16 日に 599 万 9670 円、翌 17 日に 541 万円を振り込み（甲 10 の 1 の 8 頁）、更に同日、800 万 3372 円を手渡したため、原告は被告に対し、合計額 1941 万 3042 円の領収証（乙 2）を交付した
こと、原告は、同年 12 月 27 日に 470 万 3372 円を、翌 28 日に 300 万円を、振込人の名義を被告にした上で自己の口座に振り込んだ
20 こと（甲 10 の 1 の 1 頁、甲 14。なお、この合計額 770 万 3372 円は、現金手渡しの分である 800 万 3372 円から、上記値引き額 30 万円を除いた金額と一致する。）、以上の事実が認められる。

 上記認定に係る請求書の金額、振込履歴等を踏まえると、被告が原告に対し、1941 万 3042 円全額を手渡しで交付したものとは認められず、
25 被告の主張は、その前提を欠く。その他に、被告が原告に対し振込み以外の方法で弁済したことの具体的な主張立証はなく、被告の主張は、前記判

断を左右するものではない。

ウ 被告は、原告の指示に基づき、原告の子会社であるコノスに対し、代金を支払うこともあった旨主張する。しかしながら、上記指示を認めるに足りる証拠がない上、そもそもコノスに対する支払（乙 3）が原告との間の
5 いずれの売買契約に対する弁済であるのか具体的な主張はない。のみならず、証拠（甲 1 5）及び弁論の全趣旨によれば、被告のコノスに対する支払は、被告がコノスから購入した商品の支払であることが認められることからすると、被告の主張は、真実とは異なる前提に立って弁済を主張するものにすぎない。

エ したがって、被告の主張は、いずれも採用することができない。その他
10 に、被告の主張は、領収書その他の客観的証拠を提出せずに、支払ったはずであると抽象的に主張するにとどまり、いずれも採用の限りではない。

3 まとめ

以上によれば、原告は、被告に対し、売買代金額合計 5 9 9 5 万 3 8 7 3 円
15 から弁済済みの金額合計 5 6 6 2 万 1 0 8 2 円を控除した金額である 3 3 3 万 2 7 9 1 円の売買代金債権を有していると認めるのが相当である。

第 5 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由があるから、これらをいずれも認容することとし、本件事案に鑑み、いずれも仮執行宣言をするのが相当であるから、
20 主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 4 0 部

裁判長裁判官

中 島 基 至

裁判官

古 賀 千 尋

裁判官

坂 本 達 也

(別紙)

商 標 権 目 録

5	1	登録番号	第6 1 2 7 2 0 9 号
		設定登録日	2 0 1 9 年 3 月 8 日
		指定商品	3 類：化粧品
		登録商標	こすむら
10	2	登録番号	第6 1 2 7 2 1 0 号
		設定登録日	2 0 1 9 年 3 月 8 日
		指定商品	3 類：化粧品
		登録商標	COSMURA
15	3	登録番号	第6 1 2 7 2 1 1 号
		設定登録日	2 0 1 9 年 3 月 8 日
		指定商品	3 類：化粧品
		登録商標	コスムラ
20	4	登録番号	第6 1 8 4 4 6 6 号
		設定登録日	2 0 1 9 年 9 月 2 7 日
		指定商品	3 5 類：化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の 業務において行われる顧客に対する便益の提供
		登録商標	cos:mura